

## 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る出席停止と臨時休業についての 飯塚市教育委員会の考え方(5月25日時点)

### I 児童生徒の出席停止及び教職員の勤務について

#### 1 児童生徒が感染した場合等の出席停止について

- (1) 咳等の症状があり、感染の疑いがあるとの申し出があった場合…症状がなくなり感染症の疑いなくなるまでは出席停止
- (2) 児童生徒が濃厚接触者であると特定された場合…濃厚接触があった最後の日から起算して、2週間の出席停止
- (3) 児童生徒が感染した場合…病状が回復して検査で陰性の判断が出され、学校医や保健所等と協議し出席を認める日まで出席停止

#### 2 教職員が感染した場合等の勤務について

- (1) 咳等の症状があり、感染の疑いがあるとの申し出があった場合…症状がなくなり感染症の疑いなくなるまでは出席停止
- (2) 教職員が濃厚接触者である場合…濃厚接触があった最後の日から起算して、2週間の病気休暇
- (3) 教職員が感染した場合…病状が回復して検査で陰性の判断が出され、学校医や保健所等と協議し出席を認める日まで病気休暇

### II 臨時休業について

- 児童生徒又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業の目安について  
該当する小中学校において、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合には、保健所と相談の上、感染者の学校内における活動の態様、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、これらを総合的に考慮して判断する。

### III 児童クラブについて

- 児童クラブの閉所の目安について  
該当する小学校の全部又は一部が臨時休業となった場合には、児童クラブも閉所とする。